

## 1. 平成25年第5回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成25年12月20日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第146号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第147号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第148号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第149号 郡上市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第150号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第151号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第152号 郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第153号 郡上市病院事業等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第165号 新市建設計画の変更について
- 日程11 議案第168号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて
- 日程12 議案第169号 財産の無償譲渡について（北濃財産区の財産）
- 日程13 議発第15号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程14 報告第17号 専決処分 の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程15 議報告第11号 諸般の報告について
- 日程16 議報告第12号 中間報告について

## 2. 本日の会議に付した事件

- 日程1から日程16まで
- 日程17 議案第170号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について
- 日程18 議案第171号 郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について
- 日程19 議発第16号 「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」について

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 山 川 直 保 | 2番 | 田 中 康 久 |
| 3番 | 森 喜 人   | 4番 | 田 代 はつ江 |
| 5番 | 兼 山 悌 孝 | 6番 | 野 田 龍 雄 |

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 7番  | 鷺見馨   | 8番  | 山田忠平 |
| 9番  | 村瀬弥治郎 | 10番 | 古川文雄 |
| 11番 | 清水正照  | 12番 | 上田謙市 |
| 13番 | 武藤忠樹  | 14番 | 尾村忠雄 |
| 15番 | 渡辺友三  | 16番 | 清水敏夫 |
| 17番 | 美谷添生  | 18番 | 田中和幸 |

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |                |      |
|----------------|-------|----------------|------|
| 市長             | 日置敏明  | 副市長            | 鈴木俊幸 |
| 教育長            | 青木修   | 市長公室長          | 田中義久 |
| 総務部長           | 服部正光  | 総務部付部長         | 武藤隆晴 |
| 健康福祉部長         | 羽田野博徳 | 農林水産部長         | 野田秀幸 |
| 商工観光部長         | 山下正則  | 商工観光部付部長       | 水野正文 |
| 建設部長           | 武藤五郎  | 環境水道部長         | 平澤克典 |
| 教育次長           | 細川竜弥  | 会計管理者          | 三島哲也 |
| 消防長            | 川島和美  | 郡上市民病院<br>事務局長 | 猪島敦  |
| 国保白鳥病院<br>事務局長 | 藤代求   | 郡上市<br>代表監査委員  | 齋藤仁司 |

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|                       |      |                 |      |
|-----------------------|------|-----------------|------|
| 議会事務局長                | 池場康晴 | 議会事務局<br>議会総務課長 | 丸井秀樹 |
| 議会事務局<br>議会総務課長<br>補佐 | 河合保隆 |                 |      |

### ◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員の皆様には、12月2日開会以来、それぞれの執務、御苦勞さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条に規定により、会議録署名議員には、17番 美谷添生君、18番 田中和幸君を指名いたします。

---

### ◎議案第146号から議案第153号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程2、議案第146号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてから、日程9、議案第153号 郡上市病院事業等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてまでの8議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました8議案につきましては、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成25年度第5回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例議案1件について、12月11日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

条例議案であります。

議案第146号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、住民生活に光をそそぐ交付金基金は、平成23年度と24年度において行った関連事業に全額財源充当したので、残額はゼロとなり廃止をする。

また、郡上市ふるさと基金は、平成2年度から3年度に造成した郡上郡ふるさと市町村圏の10億円基金と、平成7年度から8年度に造成した中濃拠点都市地域整備協議会の10億円基金のうちの郡上郡7カ町村分9,210万1,000円で構成しており、今般、同協議会で一致して、この基金から県補助

金を除くものを消防デジタル無線整備の財源に充てることとしたため、基金の額を減ずるものである。

なお、中濃拠点都市地域整備協議会の今後の事業については、基金果実が大きく減るので、現在の繰越財源等を活用して縮小させていくことで関係市町村は了解しているとの説明を受けました。

委員から、郡上市ふるさと基金を取り崩して事業に活用する今後の考えについて質問があり、運用基金として積み立てており、引き続き有利な果実運用を行っていくが、基金の設置目的に合致する事業と必要性があれば取り崩しもあり得るとの説明がありました。

なお、基金運用として海外ファンドの活用について質問があり、郡上市公金管理運用委員会で、公金については確実かつ有利な管理運用方法を検討して決めており、政府保証のある債券や国債、高速道路債等の事業団が発行するものを活用しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会といたしましては全会一致で原案どおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成25年12月20日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。

以上であります。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

続いて、産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会報告を行います。

平成25年第5回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例議案6件について、12月12日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第147号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、法令改正により、電子記録債権の割引による融資を貸付形式の対象に加えるための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市内の商工業者にメリットはあるのかとの質問があり、融資を受ける際に、現在では手形割引などでは信用調査等に時間がかかるため、資金の調達が迅速にできない。電子記録債権の割引による融資が対象に加えられたことで、商工業者にとっては融資形式の選択の幅がふえることになるが、現状の小口融資は証書貸付で行われており、これ以外の融資形式の例はないとの説明がありました。

融資実績が減ってきているが、無担保・無保証なら、もう少し利用されてもいいのではないかと

の質問があり、小口融資制度では信用保証料と貸付利率を足したものが実質の利率になるが、事業計画等により、信用保証料に幅が出てくるため、利用については商工会と事業者が協議し、他の貸付制度と比較して、より有利なほうを選択していることが現状であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第148号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、法令改正により、主に占用料に消費税が課せられる場合の税率の表記を改める改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、税率について、あえて「1.08を乗じて得た額」と表示しないことについて質問があり、消費税法の一部改正に伴う条例改正については、税率の表記方法が各条例で異なっているため表記を統一した。また、市独自の基準による額を加算するのではなく、あくまでも国の法律に従った税であるという意味で、「消費税等相当額」という表現を使っているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第149号 郡上市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、法令改正により、占用料に消費税が課せられる場合の税率の表記を改めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第150号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第151号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

2議案は関連するため、一括議題として説明を求め、議案ごとに採決を行いました。

建設部長から、法令改正により、住宅入居要件において引用する法律名を改めるもので、正式な婚姻関係にあるもののみならず、事実婚による共同生活者からの暴力の防止及びその被害者の保護のため、該当者の市営及び市有住宅への単身での入居が可能になったとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市営住宅と市有住宅の入居要件の違いについて質問があり、市営住宅は公営住宅法に基づく所得額などの諸要件を満たしている人が入居可能であり、市有住宅は基本的な入居要件は市営住宅に準じている。ただし、公営住宅法に基づく縛りがなく、旧教員住宅等を市有住宅にした物件もあるとの説明がありました。

暴力等の被害を受けている事実を認めるに当たっては、どのような方法で確認し、認定するのかとの質問があり、岐阜県女性相談センターや警察に被害の相談や報告があった事実を確認した上で判断するとの説明がありました。

また、被害を受けている方は警察等へ相談しがたいところもあるため、相談を受け入れやすい体制が必要ではないかとの質問があり、福祉関係部署とは常に連携を図っており、案件によっては、民生委員にも相談した上で対応することもあるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。議案第152号 郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、法令改正により郡上市簡易水道等事業給水条例を初めとする5つの条例について、消費税が課せられる場合の税率の表記を改めるものであるとの説明を受けました。

また、税率の改正に伴い、旧税率が適用される基準日等の経過措置について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について御報告いたします。平成25年12月20日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

続いて、文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） おはようございます。それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成25年第5回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例議案1件について、12月13日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

#### 1、条例議案。

議案第153号 郡上市病院事業等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

市民病院事務局長から、消費税法の一部改正に伴い、消費税の規定を明文化するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、消費税率が8%から10%に引き上げたときの対応について質問があり、税率が引き上げられても、今回の条例改正で消費税等相当額となるため対応できるとの説明がありました。

病院内のレストランなどの税率引き上げ分の消費税転嫁について質問があり、病院としては、施設のスペースを貸しているだけであるとの説明がありました。また、公共スペースの電気料等にかかわる消費税率引き上げ分の転嫁について質問があり、診療報酬の改定時に税率引き上げ分も含めてもらわないと病院が負担することになるので要求していきたいが、反映されるかはまだわかっていないと説明がありました。

消費税を課さない部分について説明があり、診療報酬で定めたもの、介護保険の給付として定められたもの、自費診療の中の自賠責保険の診断書並びに出産にかかる分娩費などが非課税であるとの説明がありました。法令に記載があるものを条例に載せる理由について質問があり、他の消費税関係の条例改正も提案しているが、外税による消費税転嫁の表記を統一したとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成25年12月20日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 産建の委員長さんにお伺いをしますが、議案第152号の簡易水道等事業給水条例のことですが、この中の、該当するのは料金と手数料とありますが、この手数料のほうにちょっと説明いただきたいと思いますのでお願いします。どういうものがあるか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 委員会の中では、その点についての質疑はございませんでしたので、執行部のほうからの御答弁をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 失礼いたします。いろいろございます開栓手数料ですとか閉栓とか、そういうような手数料のことをあらわしています。ちょっと資料がないですけど、そういうものという形で申しわけございません。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 同じく文教民生常任委員長さんにお尋ねしますが、これにも病院事業の中で、使用料及び手数料というふうに書いてありますので、この病院の場合は、税金、消費税かからないということを聞いておったものですから、この使用料と手数料、どういう内容があるかを説明いただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） その件につきましても、事務局長のほうから答弁をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 郡上市市民病院事務局長 猪島敦君。

○郡上市市民病院事務局長（猪島 敦君） ただいまの御質問でございますが、病院の使用料、手数料の範囲ということでございます。内容につきましては、差額室料であるとか、診断書等の文書料、あるいはそれ以外の予防接種等の自費診療分には消費税がかかるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今のは使用料ですか、手数料になるんですか。

○議長（清水敏夫君） 猪島郡上市市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（猪島 敦君） 両方含まれておりまして、例えば室料などは使用料ですね。部屋の使用料になりますし、インフルエンザ等の予防接種の接種料は手数料になります。文書も手数料です。

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第146号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第146号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第147号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第147号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第147号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第148号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。



○6番（野田龍雄君） この条例は、国の消費税増税ということで関連をして改正されるものだというように理解しておりますが、この消費税増税については、さきの議会でも論議になりました。この議会の中でも、この増税については非常に市民に大きな影響があるから心配だという声も聞いております。しかし、実際にはこの議会としては仕方がないという結論を多数決で出されたわけですが、私はあくまで、これ決まってから、また来年4月までの間に、多くの論議が行われていくだろうというように考えております。消費税については、経済の大きな影響を与える、これは多くの人々が認めるところでありますし、そのために対策もとられるようですが、増税分の8兆円でしたか、そのうちの5.5兆円ほどもそういう対策をとられると。そういうようにしてでもやらなければ経済が落ち込んでしまうという、政府にもそういう認識がある。この前の議会の中の答弁の中にもそういった点で多くの市民への影響もあるんだという心配も出されました。

そういうことでございますので、私この、わずか3%であります、これはこれが通りますと、これを基礎として、その次の年の10月には10%の増税というように段階的に引き上げられていきます。この影響は非常に大きくて、経済学者の間でもいろんな意見が交わされております。今一番の景気対策は、消費税増税をしないことだというような意見もあります。しかも、この増税によって社会保障を充実するという一体改革ですか、この改革の中身は、その後の経過で、実は改革、改善ではなしに社会保障を削るということが明らかになりつつあります。

きのうでしたか、医療費の70歳から74歳の負担が1割から2割ということを決定するというようなことが報じられております。いろんな社会保障が削られる中で、こういうようにして地方自治体も影響を受けていくわけですので、こういう問題について私は認めることができないということで反対を申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 賛成討論はありますか。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） この議案第148号につきましては、国が決めました消費税法の一部を改正する、そのために改正するものでありまして、消費税を議論する前の議論では、消費税はもう上げることは決まっておりますので、それに対応するこの条例について反対する理由がございませんので、賛成させていただきます。

以上です。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、討論を終結し採決いたします。

議案第148号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(清水敏夫君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第148号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第149号 郡上市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) この前の議案でも申し上げましたので、主には言いませんけれども、国民生活に大きな影響を与え、しかもこれが4月までまだ間がありますので、多くの議論の中でこれを変えることは不可能ではないと私は思っていますので、あくまで消費税を上げないでほしいという声を上げていきたいというように思っていますので、この条例に対して反対をいたします。

○議長(清水敏夫君) 賛成討論はありますか。

15番 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) ただいま、前の議案につきましても同じような反対討論でございましたけれども、あくまでもこの条例改正につきましても、何と言いますか、税率の表記の方法が異なっている点もございます。それを表現を統一する点がまず一つでございますし、市独自の基準による額を加算するものでなく、あくまでも国の法律にのっとった税を加算するという意味で、消費税相当額という表記となっております。例えば、これが今の1.05のままでも消費税相当額という表記でございますので、その点よろしく御理解のほどをいただいて、皆様方には賛成の意を表明していただきたいと考えております。

以上です。

○議長(清水敏夫君) ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、討論を終結し採決いたします。

議案第149号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(清水敏夫君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第149号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第150号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第150号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第150号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第151号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第151号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第151号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第152号 郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) これも前の議案と同じように——前の議案というのは、先ほど反対しました議案と同じように、理由で反対したいと思います。また委員長さんの賛成討論の中に、これ条文は現行のそのときの決まった税額にするということですが、事実上は1.08ということに上がるということですので、やはり同じ意味があるし、それから単なる庶民の皆さんの暮らし、特に生活の苦しい人ほど重く乗りかかる消費税です。そして、中小企業にとっても大きな影響がありますので、こうした地方都市にとっては、こうした問題はやっぱりしっかり論議して、どうすべきか、いや、本当によくするにはもっとこういう道があるということを示していく必要があるということを私は思いますので、この問題についても反対を申し上げ、ぜひこうした国の方針がそのまま地方へ押しつけられていくことに対しまして、問題があれば意見を出していくような議会にしていく必要があるというように思いますので、反対を申し上げたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 賛成討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、討論を終結し採決いたします。

議案第152号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(清水敏夫君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第152号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第153号 郡上市病院事業等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてに対する

る討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 先ほどと同じような理由で反対を申し上げます。

先ほどは賛成討論もなかったんですけど、本当に庶民の皆さんから、今上げたら困るんだという声が上がっております。本当にたくさんのやつを聞いて資料をとっておりますけれども、そういうことを考えると、最もこの問題だけではありませんけれども、今の経済状況の問題については、特に国が一体改革をして、何としてもこれで乗り切ろうとしている、その政策の根本が誤っているのではないかという疑問を呈しているわけですので、ぜひ皆さんにもそういった点をよく吟味していただいて、態度を決定していただきたいというように思います。

○議長（清水敏夫君） 賛成討論はありますか。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） これは先ほどと同じなんですけど、国が決めて消費税を8%に上げるというところで決めたわけですし、また、この病院の医療費につきましては、また別の議論があって、医療費を下げようとか、いろんな政策も行われているようでありますので、今のところは、とりあえずこの8%になる消費税に対応するべく、この手数料条例の改正を行うべきだと思いますので、賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、討論を終結し採決いたします。

議案第153号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございました。賛成多数と認めます。よって、議案第153号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第165号から議案第169号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程10、議案第165号 新市建設計画の変更についてから、日程12、議案第169号 財産の無償譲渡について（北濃財産区の財産）までの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題いたしました3議案は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） それでは、平成25年度第5回の郡上市議会定例会において審査を付託されました総務常任委員会ですが、その他の議案3件について、12月11日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

その他の議案であります、議案第165号 新市建設計画の変更について。

市長公室長から、合併特例事業債の起債期間が5年間延長されたことに伴い、新市建設計画期間を5年間延長し、平成30年度までの15カ年とするとの説明を受けました。

委員から、平成30年の推計人口約4万人に対し、目標人口を4万1,000人にしたことについて質問があり、推計人口を1,000人上回るということは、2年分の人口減少を食いとめるぐらいの目標であり、出生数の増加、雇用の確保、市民に健康で長生きをしていただくといった要素で政策的な努力枠として設定している。

また、平成22年国勢調査からこれまでの出生・死亡・転入・転出を反映した本年11月1日時点の人口動態による推計人口は4万2,812人であり、既に平成30年の目標人口の推計における予測ペースを下回っていることから、今後5年間の重点として目標人口を達成するための人口対策を市民と一体となって取り組んでいかなければならないとの説明がありました。

積極的な財政運営への考え方について質問があり、財政運営の方法として、下水道事業の資本費平準化債を取り入れているが、人口が減り、財政規模も小さくなる方向にある中で、こうした方法は負担を次世代に押しやることになるため、安易に多用することは適切ではなく、財政運営がますます厳しくなる前に公債費をしっかりと減らしていくことが重要であるとの説明がありました。

また、再生可能エネルギーの活用について質問があり、郡上市は年間を通して安定した風力を得ることは難しく、風力発電の設備は森林景観にも違和感を生じるため、余り推進していくべきものとは考えておらず、太陽光、小水力、木質バイオマスの3本柱でやっていくが、郡上市が積極的に発電事業へ乗り出していきより民間の力でやれるようにサポートしていきたいとの説明がありました。

また、普通建設事業費や扶助費、人件費の考え方について質問があり、普通建設事業費について、郡上市は広大な面積を有することから、維持管理や整備が必要な社会基盤が多く、事業費総額では県内他市との比較すると多いほうであるが、市の面積当たりの割合では中濃4市の平均3分の1程度である。やらなければならない課題が多く、平成26年度以降の予算を毎年39億円程度としたが、決して過大な事業費ではない。扶助費については、1人当たりの予算が中濃5市でトップであり、今後もできる限りのことをやっていく。人件費については、各振興事務所も維持して、雇用の場としても確保していきたいが、全体的な予算の縮減の中で、一定程度の人件費の削減は必要との説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第168号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて、また議案第169号 財産の無償譲渡について（北濃財産区の財産）、2議案は関連するために一括議題として説明を求め、議案ごとに採決を行いました。

総務部長から、北濃財産区有財産について、地元6地区に当該財産の無償譲渡を行うため、平成26年3月31日をもって旧慣による使用権を廃止し、6地区が認可地縁団体を設立することにより、無償譲渡を行うとの説明を受けました。

委員から、山林以外の地目も所有していることについて質問があり、登記地目が原野等となっているところがある。道路敷地になっているところは一旦地縁団体に名義を移した後、市に寄附をしてもらうとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成25年12月20日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 委員長に議案第165号についてお伺いをいたしたいと思います。

この報告書にあるとおり、市長公室長から合併特例債が期間5年延びるからという主な理由でこれを5年間延長するというふうに見出しに書いてあります。この真ん中あたりの文書を見ていきますと、ちょうど真ん中よりちょっと下ですね、公債費をしっかりと減らしていくことが重要であるとの説明がありましたという文書があるんですが、これは年度年度の公債費をしっかりと減らしていくという表現で書かれておるのか、地方債残高というものを減らしていくということが将来にツケにならないのかという、どちらにとるのがちょっとよくわからないので、まず1点目をお伺いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） もちろん全体的な債務のこともありますので、それを目標にしながら年度年度の計画に沿ったことの減らし方といいますか、そのことに着手しているということですので、お願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 私ちょっと文書的に申し上げますと、この公債費はしっかりと減らしていくことが全体的と言うのなら、地方債残高を減らしていくことを目標に掲げるべき文面でなければいけないと思うんですが、それとこの公債費というものは、もちろん計画どおり払うというものであるんだけど、それはやっぱりこれ地方債の残高をしっかりと減らしていくという目標を考えると、ということが重要であって、公債費をとると、これ年度年度というふうにもちょっととれないので、このあたりいかがかなというふうに思います。再度質問いたします。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) このことについて、いろいろと議論がありました。もちろん示されたルールに沿っての、これを守ることに果たしてどうかとか、あるいは年度によっては、いろいろな事業に絡むこともありますので、そんな議論も随分させていただきましたが、改めて市長の答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(清水敏夫君) それでは関連で、市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思いますが、この公債費とか地方債という議論をするときに、毎年度毎年度、歳出として計上をされる公債費——フローの数字ですね。フローの数字と、それから毎年度末なら毎年度末という時点における抱えている債務の残高というストックの数字と2つの数字があると思います。で、これは双方関連をしております、ストックの地方債残高が多額であるということは抱えている債務の残高が多いわけですから、当然各年度ごとに返していかなければならない公債費というフローの数字も多くなるわけですので、しっかり公債費の、将来的に公債費のフローの数字を減らしていきたいということは、回り回って言えば地方債の残高も減らしていきたいということと私は同義であるというふうに理解をしておりますので、私の答弁は、この間の委員会でも、例えば地方債の償還を将来のほうへ延ばしていくという議論についてどうかというような質問の中で、将来的にその公債費をやはりこれから財政規模が縮減していくときに、毎年毎年のフローとしての公債費負担が少なくなるように、しっかり、今現在、例えば交付税の合併算定の措置等もこの5年間で漸減していきますけども、まだまだ体力のあるうちにしっかり公債費を払って、将来の公債費負担を縮減していくべきであると、減らしていくべきであると。ということは、結果的に言っていることは、将来の地方債残高も減らしていくことであるということと同じように御理解をいただければと思います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） この1行について、そのように理解をさせていただきたいと思いますので、1点目の質問は終わらせていただきますが、2点目といたしまして、第8章のこの財政計画を30年まで延ばされた中で、もちろんこの中で公債費も、そして地方債発行計画も載っているわけです、5年間ですね。私、この数字というものが一番非常に大事ななということを思っております。

委員長か市長にお答えいただきたいと思うんですが、合併特例債の枠というものが、まだ残がございます。それをこの30年度末にどのように何%、これ全部使い切る、この数字を入れてあるのか、それともあと何割ぐらいまでは合併特例債を使っていこうというふうにお考えでこの数字を当てはめられたのか。もしくは過疎債、辺地債、続くならば5年後まであるでしょう。もちろん有利なものを充てていこうとしておるのか、そのことについて、特に合併特例債についての消化を何%に出してこの30年度までの財政計画を上げられたのかを御説明いただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） まず関連の新市建設計画の事業的なことでありますけども、このことについても随分、今山川議員質問されましたが、関連があつて、大きなことであります。それで、ほとんどの委員からも質問が生まれて、新市建設計画に伴う実施計画、あるいは総合計画、そういった連動することの今後の5年間について、どう示されるのか、あるいは時期についても、あるいは事業についてもっていうことがありました。

そういった中で、市長のほうからは、まず頭出しとして新年度、来年の26年度の関係でありますけども、予算案を提案するときに、そういったときにあわせて出していきたいということがありました。また、いろいろ議論の中で最終的にも、もちろん合併特例債は当初1,000億円のことで、以後700、650ということに減っておりますが、もうそういったことで事業が下げるべきといたしますか、今現在残っておる、そういうことについては、全体的に5年間で取り組む観点でやっていきたいけども、細かいものに取りこぼしのないように拾うということは、これはやっぱり難しいだろうと。あくまでも地域枠というようなことを撤廃しながら郡上市全体でそれは取り組んでいくということの中で、例えば1件、2,000万円ぐらい以上とかいうような一定の額を具体名を上げて大筋で示していきたいということがありました。

また、そのことについて、議会に対しても皆さんに対しても議論をしていただき、議論になり得る箇所についてはやっぱり指針に入れていくと。そんなことを含めて26年度の予算に取り組むときに、一度基本的な判断材料として示し、そして5カ年全体のものと26年度にどれを組むかということを含めていきたいということでもあります。そしてあと残った合併特例債につきましては、全額使うということよりも、その他のやっぱり事業による有利な財源を事業に向けて充てていって、5年間で終わることではありません。まだ以後にも、合特は5年間ありますけども、以後の郡上市の、



何といたしますか、公共投資について、投資的なことについては取り組んでいきたいというような指針でありましたのでお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 関連について、市長ほかの説明ありますか。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今委員長さんから答弁していただいたとおりであります。委員会でも合併特例債どうするのかと、こういうことがございましたが、室長からもちょっと答弁をさせていただきましたけども、恐らくこれからの5年間で合併特例債は全て使うということにはならないだろうという答弁を室長がいたしました。

それで、その背景といたしますか、それを御説明しますと、これから5年間、今合併特例債の枠はたしか258億円ほどでございます。それで、それをこれまでの25年度までの予算で、ほぼ3分の2使っておりますので、あと残りは計算をしますと八十六、七億円になると思います。で、例えばこれを全額この5年間に使おうとしますと、十数億円充当してくということになります。合併特例債よりも有利な、例えば辺地債とか、それから過疎債もまだ現在の過疎法では、たしか31年度末ぐらいまでは措置は期待はできますので、そうしたものを充てていくと。事業の実施地によっては辺地債や過疎債が当たらないところがございますので、あるいは趣旨からいっても合特債を使うべきであるというものが出てくると思いますので、そういうものを充てていきたいと思いますが、全体の辺地債、過疎債等を優先的に、ある程度それぞれの事業の実施に充てていきますと86億円という合特債は、基本的にはちょっと消化は難しいだろうと。それで、その基本になっておりますのは、先ほど御指摘のこの新市建設事業の今度改定といたしますか、先へ延ばしましたこの財政フレームの中で、おおむね地方債を30億円前後に設定しておりますけども、見ていただきますと。で、この中にはこれからこれも変動が多いと思いますけども、臨時財政対策債、これが現在で言う10億円ほど入っておりますので、そういうものを差し引くと、およそ、ですから臨財債でない、通常債と普通言っておりますが、それをほぼ各年度20億円程度の市債を起こしていくという枠の中で考えますと、その各年度に20億円程度の通常債の中で辺地債、過疎債等も充てていくという形になると、残額の86億円という合特債は、この5年間では使うことは恐らく考えられないだろうと。しかし、できるだけ、しかし3つの有利な起債と、いわゆる交付税措置のあるものを優先的に適用していきたいと。あと災害事業債とかいろんなものがございますが、とにかく辺地債等については、いわゆる交付税措置が80%ありますので、合特債よりはそういう交付税措置も高いわけですので、そういうものを優先して使っていきたいというふうに思っています。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。3度目の質問。

○1番（山川直保君） 再々質問をさせていただきます。

私これ5年というものは決して長いものではなく、しっかりと先が見えたものではないといけな  
いと、具体的にもそう思っております。ですから何%をと先ほど申し上げたのは何%使いたいとい  
うことのあらわれが私は聞きたかったということが一つの趣旨であります。

私は前からもずっと申し上げて、きょう最終日、これ最後申し上げたいんですけども、あと  
5年間のうちに、しっかりと実質公債費比率が下がる比率を見ながら、市の財政も、人口問題も停  
滞することなく、この起債もしっかり18%超えないように組んでいただく、この計画づくりに加わ  
りたかったということを私は前も申し上げました。ですから、この5年のうちに軽微な変更、もし  
くはもう30年か29年になったときに最後合わせるような変更をするのではなく、毎年毎年見直され  
た、そうした予算立て、予算組みというものをさせていただきたいと。やはり合併前の皆さんのお気  
持ちというものは、この合併特例債をしっかりと活用して、そして活性化される町をつくるんだと  
いうことだったと思います。これは決して将来にツケを残す使い方ではないと私は思っております。

以上、意見として申し上げましたが、何かコメントいただきたいと思いますが、お願いいたしま  
す。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 委員会としまして、言われる趣旨については、各委員も十分気持ちはあり、  
また現時点で、例えば10年過ぎた以後のそれでは新市建設計画、これが合特債を必ずこの事業に充  
てて合特債を使ってこうだということが今示されておればいいんですけども、実を言いますと、一  
旦10年で切れるということで、来年度になります、来年度から新たにということで、今までよく  
要望、意見も執行部に出したことは、あくまでも地域枠を払って郡上市一本で取り組んでいって  
もらいたいということが議会のまず総意であると思います。

そんな中で、早くそういったことを示してもらいたいということで、いずれにしても26年度につ  
いては、予算を組むときに一度基本的な判断材料として5年間のものを示したり、そして、26年度  
の事業とこれから5年全体の事業をそこで出したいという市長の意向でありましたので、それを了  
といたしましたのでよろしく願いいたします。

○議長(清水敏夫君) 市長はよろしいですか。

市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) できるだけ合併特例債というの、ひとつの合併市町村に許された有利な起  
債でありますので、先ほど申し上げました過疎債、辺地債等とあわせて、この5年間に最大限活用  
し得るように検討してまいりたいというふうに思います。

○議長(清水敏夫君) そのほか質問はございませんか。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 議案第168、169についてお伺いをいたします。

まず2点ほどあるんですが、まず1点目ですけれども、この財産区についての名義というものは、確認です、これは。名義は財産区のまま、正式なままになっていたんでしょうか。白鳥町になったりしてあったんでしょうか。土地の名義です、持ち主の。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 名義は一応郡上市に、現在。財産区はまだ郡上市財産区になっています。そのうちの今のこの——白鳥か。ちょっと待ってくださいね。

（「北濃」と呼ぶ者あり）

○8番（山田忠平君） 北濃か悪い悪い。北濃財産区の、郡上市の市有林とか市の財産でなしに、北濃財産区の名義で。

（「登記はね」と1番議員の声あり）

○1番（山川直保君） そういうふうになつたらん場合もよくあるんです、この合併のときに。昔の、明治30年のもの、昭和30年の合併も。

○議長（清水敏夫君） 執行部、答弁ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 資料についております、この権利の種類、あるいは財産または公の施設の種類ということがあって、我々は確認はしておりませんが、一応、その北濃財産区、区の施設、用地になっておるといことで今委員長として報告をさせていただきましたが、実際の登記も見ることがないので、一応執行部のほうから、もし登記までそこがどこに移っているかというのについては確認をいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 先ほどの質問の補足ですが、要は郡上も高鷲も白鳥も明治30年の合併と、そして昭和31年の合併というものがあって、全国いろんなところを見ますと、その名義がしっかりとそのまま昔の旧部落の名前がついたりしているところが多々あるんです。そういうことにおいて、何で私これを聞くかと申しますと、その名義があるなしによって、この認可地縁団体にするかしないかのその定義づけが変わってくると、一つの。一つのその判断材料になるということも思っておりますので、それを確認いただきたいということを思って質問いたしました。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、土地の関係はちょっと確認をさせていただきますので、時間をいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） これ全財産区について、しっかりと登記名義を調べておいていただきたいと思います。

2点目の質問に移りますが、ようやくこうした認可地縁団体への払い下げというものが郡上市合併しまして財産区からのそういうことが出てきております。今各財産区、旧地域から出てきておる声といいますのは、やはり自分の地元の山という、部落の山という意識が強いところ、それはある程度差がありますけど、あります。なぜかと申しますと、明治30年、40年の森林法は徐々に変わってきて、その山の権利関係というものが本当に所在がはっきりしないまま今まで進んできていることは、入会林もあわせて事実であります。その中で、やはり基本にあるのが、自分たちの部落有林というものは、昔このストーブというか、まきというものを集めましたね。そういうときに、本当に土地のある方、ない方で、もうそれが平等に、冬に暖がとれるようにしっかりと薪をつくったり、神社とか、そして学校とか、そういう公共のものをつくるときにそのものを切り出したりということで、非常に愛着があって、自分のものだと思っているというのが今でもつながっていると私は思っております。

高鷲は、白鳥町がこの昭和30年に合併したとき、昭和31年に新たな白鳥町ができたわけなんですけど、その合併促進審議会に高鷲村もずっと加わってきておまして、昭和30年にそれを離脱したという経緯があります。高鷲村は、昭和、明治は間違えちゃいけないんですけども、明治30年に4つの大鷲村、鮎立村、西洞村、鷲見村というのが合併いたしました。そのころから、この旧白鳥町の北濃村も同じときに合併しておりますから、その昭和30年の合併協議のとき、高鷲が白鳥とひつつくかというとき、離脱したときも、必ずその村有林の問題、その将来の権利の問題というものも話し合われております。私は、そのときの書類というものを確認はいたしておりませんが、同じこの北濃財産区と同じ形のものであったのではないかなと思っております。

今後、この財産区というものをこの地縁団体に移行していくという定義づけというものは、これが始まりですから、日置市長のこの感覚というもの、指針というものが非常に大事なものに僕はなっていくんじゃないかなということを思っております。

こうした中でお聞きしたいことは、定義づけの一つとして、この財産は、地元の住民の手によって管理されておったよと、ちゃんと。そして造林地の手入れや林道の補修なども、その管理の処分的一切を各部落において行使していた特殊なものであったということがここに書いてありますが、じゃあここで聞きいたしますが、じゃあこの財産区については白鳥の——昔の町時代ですね——

林務課が、じゃあ森林総合整備計画の中に一部であったり、町の森林整備計画の中にあたり、そして後々長く続きました森林総合整備事業というものに係る事務などについても全く公費が使われずにきたか、それをお聞きしたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 細部のことはもちろん資料ありませんが、もし執行部側に資料があればぜひお願いをしたいと思う、わかる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

そして、先ほどの財産区の、例えば登記の関係ですけれども、財産区としてあれば財産区に恐らく登記を移していないと私はおかしいと、個人的な思いで言いますとそうだと思います。そうでなしに、何人ほか、だれだれほか何人持ちになっているものは、地縁団体にする場合に、やっぱりその地縁団体で全部のほか何名の人の権利放棄なり、全ての登記ができる形などをとってもらわなければ地縁団体になりませんので、やっぱりしっかりとそのことをやっていただくというのは筋であります。今言われた、そうした今までのその財産区が公的な資金が入ったり、いろんなことがされておるかおらんかについては、執行部のほうで分ければ資料を出していただきたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 執行部のしっかりした答弁をしたいということですので、暫時休憩をいたしますので、よろしく願いをいたします。開会を10時50分としたいと思います。よろしく願いをいたします。

(午前10時39分)

---

○議長(清水敏夫君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時50分)

---

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君の質問に対する答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) それでは、先ほどの土地の所有でございますが、北濃財産区ということでございます。

それで、先ほどの公費等々の関係でございますが、特に白鳥の財産区においては、管理団体においては、管理会は本当に独自で行っておられたということでございます。いろいろな事業においても、その今の管理のほうは独自で行ったということでございます。それで今調べた中では、町が通して補助をしたような経緯はないというようなことでございます。

○議長(清水敏夫君) 所有権の。

○総務部長(服部正光君) 所有権は財産区ということで。

(「了解しました」と1番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) そのほか質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) それでは、質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第165号 新市建設計画の変更についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第165号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第165号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第168号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第168号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第168号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第169号 財産の無償譲渡について(北濃財産区の財産)に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第169号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第169号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議発第15号について(委員会付託)

○議長(清水敏夫君) 日程13、議発第15号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から会議規則第111条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、また、各常任委員会から会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査についてお手元に配付のとおり申し出がありました。

お諮りをします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎報告第17号について(報告・質疑)

○議長(清水敏夫君) 日程14、報告第17号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 報告第17号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月20日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、専決第8号でございます。専決処分書(和解及び損害賠償の額の決定について)

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成25年12月5日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容。平成25年10月17日午前11時ごろ、八幡中学校グラウンドにおいて体育の授業でソフトボールを行っていたところ、ファウルボールがフェンスを飛び越え、隣接する郡上八幡青少年センター駐車場に駐車中の車両に当たり、車両を損傷させた。市は示談により損害を賠償する。

2、賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、2万9,332円でございます。

どうも申しわけございません。

○議長(清水敏夫君) 質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 13番 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) 今この専決処分書を読まさせていただきましたが、この後、これに対する対策をされたのかどうかということをひとつお聞きしたいのと、ファウルボールが飛んでいったって、しょっちゅうあることではないとは思いますが、また起こる可能性もあるわけですので、その対応についてちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） この件に関します対応でございますが、これの対策といたしまして、現在、平成26年度の予算におきまして、高さで6メートル、長さで40メートルほどの防球ネットの整備を行いたいということでございます。

なお、この間でございますが、当然きょうとかあすでも起こり得るというようなことでございますが、現在、照明灯のちょうど支柱設置をしております、そちらの近くではちょっとグラウンドが、この起きましたような位置のところでは使用が現在できない状態でございます。それで、早速26年度でも当初のほうで早く、この照明灯が完成をいたしますと、以前よりも利用が頻々になってくるということが心配されますので、その前に26年度の予算で対応をしていきたいということで、現在予算要求中でございます。

以上でございます。

（「ありがとうございます」と13番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で報告第17号を終わります。

---

#### ◎議報告第11号について

○議長（清水敏夫君） 日程15、議報告第11号 諸般の報告について。

議員派遣等報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

---

#### ◎議報告第12号について

○議長（清水敏夫君） 日程16、議報告第12号 中間報告について。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、文教民生常任委員会及び議会行政改革特別委員会の視察研修報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

ここで日程の追加をしたいと思います。

議案第170号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について、議案第171号 郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について、議案第16号 「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」についての3議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

---



◎議案第170号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程17、議案第170号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 議案第170号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月20日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市牧歌の里施設。
- 2、指定する団体、郡上市高鷲町鷲見2756番地2、株式会社牧歌コーポレーション。
- 3、指定の期間、平成26年3月1日から平成29年3月31日まででございます。

本件につきましては、現在指定管理をお願いしております、ひるがのフラワーファーム有限会社が2月末日で解散となりますので、新しく設立されました、ここにごございます株式会社牧歌コーポレーションに3月1日より牧歌の施設の指定管理をしていただくというものでございます。

なお、指定期間につきましては、これまでひるがのフラワーファーム有限会社を指定させていただいておりました残期間とするものであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第170号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第170号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第170号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第170号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第171号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程18、議案第171号 郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 議案第171号 郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月20日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市高鷲ふれあい農園施設。
- 2、指定する団体、郡上市高鷲町鷲見2756番地2、株式会社牧歌コーポレーション。
- 3、指定の期間、平成26年3月1日から平成29年3月31日まででございます。

本件につきましても、前案件同様に、現在指定管理をお願いしておる、ひるがのフラワーファーム有限会社が2月末日で解散となりますので、新しく設立されました株式会社牧歌コーポレーションに3月1日より高鷲ふれあい農園施設の指定管理をしていただくというものでございます。

なお、指定期間につきましても、前案件同様に、これまで農業生産法人ひるがのフラワーファーム有限会社を指定させていただいていた残期間とするものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 質問します。これ前にちょっとお聞きしたんですけど、どうにも捜せないもので。このふれあい農園施設というのは、どの程度の利用で、どういう人たちが使っておるか、ちょっとお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁をお願いいたします。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 貸し農園の施設と、それからオーナー農園の施設に分かれておりまして、貸し農園が50区画ございます。その中で46区画でしたですかね、現在使用されております。それから、オーナー農園につきましては61区画が使用されておりまして、そのほかについて、体験農園等に余っている施設については利用しておるということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) これ、どちらかと言えば農村地域ですので、借りという、よそからの人かなというように思うんです。その中身をちょっと聞きたいし、50区画のうち46区画が使われておるし、それからオーナーなどの方も、これ今ちょっと聞けませんでしたけども、61区画あって、かなり使っておるのかなと思いますが、そういうことで、農山村に関心のある方が使って交流をしているのかなという感じがしているんですが、その辺のことをちょっとまたお願いします。

○議長(清水敏夫君) 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) ほとんどの方が市外の方だというふう聞いております。

(「オーナーも市外ということね」と6番議員の声あり)

○農林水産部長(野田秀幸君) はい。

○議長(清水敏夫君) その他、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第171号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第171号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第171号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第171号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議発第16号について(議案朗読・提案説明・質疑・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程19、議発第16号 「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」についてを議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

議発第16号

「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」について  
表記について、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙決議を提出する。

平成25年12月20日提出

提出者 郡上市議会議員 美 谷 添 生

賛成者 郡上市議会議員 渡 辺 友 三

賛成者 郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員長 清 水 敏 夫 様

#### 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）

去る11月23日、中国政府は、「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上空を飛行する民間航空機を含む全ての航空機に対して、一方的に軍の定めた手続に従うことを強制的に義務づけた。これに従わない場合、軍による対応措置を講じるとしたことは、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであると同時に、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路であり、民間航空の秩序及び安全への影響の観点からも大きな問題である。このような中国側の措置は、我が国に対して何ら効力を有するものではないことをここに言明する。

また、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空があたかも「中国の領空」であるかのごとき表示をしており、国際法を無視した中国ルールであり、このような力を背景とした不当な膨張主義を民主主義・平和主義国家として我が国は断じて受け入れてはいけない。

よって、郡上市議会は、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を、中国側が即時撤回することを強く要求する。

また、政府におかれては、同盟国である米国を初め、自由・民主主義、基本的人権、法の支配といった共通の価値観を有する周辺諸国・地域を含む国際社会及び国連を初めとする国際機関と緊密

に連携しつつ、我が国の主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で必要な措置を講じるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成25年12月20日

岐阜県郡上市議会

以上です。

○議長（清水敏夫君） ここで、提案者の説明を求めます。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ただいま朗読をしていただきました、この決議の案でございますが、今回のこの東シナ海の防空識別区設定は、この国際法をも無視したと思われる一方的な措置でありまして、中国は自国の見解が全て正義であるがごとき極めて自己中心的な都合のよい言動をされておりますし、今回の措置はまさにそのあらわれであるというふうに考えられます。日本国民といたしましても、だまって手をこまねているのではなく、我々地域からも声を上げるべきであるという観点から、この決議の案を出させていただきました。皆様方の議員各位の御賛同をいただきますようお願いいたしまして、提案の理由とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長（清水敏夫君） それでは質疑を行います。質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 私もこの中国の今度のとったこういう識別圏ですか、非常に不当なものであるというように考えております。我が党は中央の段階で早くにこの抗議を申し入れておりますし、中国大使館とも話し合いを行っております。その基本は、やはり国際的な紛争はあくまで話し合いによって行うということでございます。その点について、私心配しておるのは、この日本の自衛隊の動きが、こういうところへも自衛隊を置くとか、あるいは防衛のために水陸両用車をどうするとかいう動きが一方では報じられておりますので、過剰な防衛というか過剰な戦闘を引き起こすような、そういう対応は間違っておるということで——心配をしていることでございます。その点において、特に最後のほうの生命財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で必要な措置を講ずるということについては、この言葉の中身はちょっと心配をしておりますので、そういう軍事的対応ではないということだけは明確にさせていただきたいと思っておりますので、質問を申し上げます。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ただいま6番議員の言われることは、まさにそのとおりだと思いますし、

そしたらどういふふうにしこうかということでしたけれども、中にはあらゆる措置を講ずるといふような強い文面もございましたけれども、そこら辺があらゆるでなく、いわゆる話し合いで解決できる、そういうような状況がベストであると思っておりますので、こういう書き方に落ち着いたということでございますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） その他質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第16号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第16号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第16号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第16号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

### ◎市長挨拶

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成25年第5回郡上市議会定例会の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る12月2日開会以来、本日に至るまで19日間にわたり、終始御熱心かつ真剣に議案の御審議をいただき、いずれもそれぞれ御議決をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

審議の経過でいただきました御意見や御指摘につきましては、それらを踏まえながら、これからの適切な市政運営に務めてまいりたいと考えております。

これからいよいよ年末年始の慌ただしい時節を迎えますが、議員の皆様方には、健康に十分御留意の上、また積雪の時期でございますので、交通安全等にもお気をつけいただきまして、よき新年

を迎えられますよう祈念申し上げます。

以上申し上げます、御挨拶いたします。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（清水敏夫君） それでは、平成25年第5回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る12月2日から本日まで19日間にわたり、条例改正、補正予算など、市政の諸案件につきまして極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝申し上げます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたこと厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じまして、議員各位から、一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第でございます。

議員並びに執行者各位におかれましては、年末年始を迎えて御多用と思いますが、健康に留意をいただきまして、ますますの御活躍と新しき年を健やかに迎えられるよう御祈念を申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。皆様御苦労さまでした。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年第5回郡上市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午前11時19分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      清 水 敏 夫

郡上市議会議員      美谷添      生

郡上市議会議員      田 中 和 幸